

陳情第18号	受理年月日	平成25年3月22日
付託委員会	保健病院委員会	
陳情者	北九州市八幡東区春の町4-2-22 北九州市生活と健康を守る会協議会 ほか26団体 35団体 代表者 吉田 文弘 ほか427名 785名 ほか37団体 843名	
件名	生活保護基準引き下げ中止を求める意見書の提出について	
要旨	<p>国は、2013年度予算案で、生活保護の基準額を最大10%、平均6.5%引き下げる見直しを決めた。これによって、生活保護受給世帯の96%で受給額が減少するといわれている。その一方で、緊急経済対策の名目で公共事業等への支出は大幅にふやす方針である。</p> <p>今回の見直しの中で国は、一般低所得世帯の消費状況との均衡を図ると言っているが、一般世帯より低い高齢者世帯の保護基準までも一括して引き下げるやり方は根拠がなく、引き下げありきの恣意的なやり方と言わざるを得ない。</p> <p>更にデフレで物価が下がっているのに保護基準は下がっていないので下げると言うが、この間のデフレで下がっているのは、家具、電化製品等の耐久消費財や教養娯楽費などである。日々の暮らしに欠かせず、低所得者にも節約の余地がほとんどない食料品、水道光熱費、被服、履物などはむしろ上昇している。このような中での保護基準引き下げは、生活保護受給者や低所得者の生活レベルを切り下げ、負担増となるものであり、国家による弱者いじめにほかならない。</p> <p>また、今回の見直しは、母子世帯や多人数世帯で大幅な引き下げとなっており、子育て世帯に過酷な内容である。今、生活保護世帯などにおける貧困の連鎖解消が重要な課題とされる中でのこのような引き下げは政策の逆行であり許されない。</p> <p>加えて、生活保護基準は、最低賃金を始め、地方税の非課税基準、介護保険料・利用料や、障害者自立支援法による利用料の減額基準、就学</p>	

(続 く)

援助の給付対象基準等多様な施策の適用基準等に連動している。

したがって生活保護基準の引き下げは、現に生活保護を受給している人の生活レベルを低下させるだけでなく、多くの低所得者層の収入減少や負担増を招き、市民生活全体に大きな影響を与える。

については、国に対し、生活保護基準の引き下げを中止するよう求める意見書を提出していただきたい。